

2025 年 6 月 30 日

労働者派遣事業に係わる情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第 23 条第 5 項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせします。

事業所の名称	株式会社 AVATAR
派遣事業許可番号	派 13-317879
事業所の所在地	〒104-0033 東京都中央区新川 1 丁目 22 番 11 号 茅場町イーストスクエア 4F

労働者派遣事業の状況について

対象期間 ： 2025 年 4 月 1 日 から 2025 年 4 月 3 0 日まで

① 派遣労働者の数

2025 年 5 月 1 日付 派遣労働者数（人） 21 人

② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2024 年度 派遣先事業所数（実数） 18 社

③ 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項（2024 年度）

労働者派遣に関する 1 日 8 時間あたりの料金平均額（円）	25,036
派遣労働者の賃金の額の 1 日 8 時間あたりの平均額（円）	11,773
マージン率（％）	75

■給与以外の額は、社会・労働保険料、福利厚生・教育研修・サポート、事業運営等の費用で構成されております。

④ 労使協定に関する事項

- ・労使者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
締結している
- ・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
全ての派遣労働者
- ・当該労使協定の有効期間
2025年4月1日～2026年3月31日

⑤ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

対象となる派遣労働者	雇入時・派遣中
訓練方法	OFF-JT
訓練費用負担額	無償
賃金支給	有給

【キャリア・コンサルティング相談窓口、連絡先】

人事総務統括本部	03-6222-9668
----------	--------------